

介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げに関する意見書（案）

令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられた。令和6年1月から8月までの介護事業者の倒産件数は、介護保険法が施行されて以降、最多の114件となり、中でも訪問介護事業者の倒産件数は55件に上った。倒産した事業者の大半は、小規模・零細事業者である。

また、障害福祉においても基本報酬が低く抑えられ、事業所運営と障害者支援体制に多大な影響を与えている。特に、通所型の生活介護事業所では、利用者規模によっては、基本報酬が年間数百万円の減収となる。

当事者や事業者、家族介護者からは、これではもう成り立たない、利用者に日々寄り添う訪問介護員の重要性が分かっていないといった強い抗議の声が上がっている。

こうした中、令和6年6月に、衆議院厚生労働委員会において「介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する決議」が全会一致で採択された。この決議では、介護・障害福祉従事者は重要な職責を担う一方、給与水準が他産業と比べて低いことから、優れた人材の確保・定着とサービス提供体制整備のため、報酬改定の影響について介護事業者等の意見聴取と検証を行い、賃金などの処遇の改善に資する施策の在り方を検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるべきであるとしている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、介護・障害福祉に係る事業者の経営環境及び従事者の処遇を改善し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとする介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げを行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て